

# 瀬戸内ロボットサポートセンタ

## 産業用ロボット安全衛生特別教育（教示等の作業 2日間コース）



事業者は産業用ロボットの教示等の作業に労働者を就かせるときは、その全員に労働安全衛生法第59条第3項に基づき、特別教育を行うことが義務づけられております。

当センターでは、労働安全衛生規則第36条第31号に基づいた安全教育を実施しております。  
（修了者には特別教育修了証を発行）

開催日	都度お打ち合わせの上開催			
受講費用	<p>¥35,000（税抜） / 1人                  ※当日キャンセルされた場合は受講費用の100%をご請求させていただきます。                  ≪但しトリツ機工でのロボット導入時、上限2名のみ ¥5,000（税抜） / 1人≫                  ※上記対象は納入日付より1年以内とする。</p> <p>※ 基本的に、2名様以上からの受講となる為他のお客様と同席にて行う場合があります。                  1回の受講上限人数は8名様迄とさせていただきます。                  ※ 費用には、使用する教材、昼食（2日間）が含まれております。</p>			
必要物	筆記用具や、名刺のご用意をお願いします。			
時間	1日目 9:00～16:00	（両日とも昼食休憩1時間、他適宜休憩時間あり）		
	2日目 9:00～17:00			
講習内容	学科	科目	範囲	時間
		産業用ロボットに関する知識	産業用ロボットの種類、各部の機能及び取扱いの方法	2時間以上
		産業用ロボットの教示等の作業に関する知識	教示等の作業の方法 教示等の作業の危険性 関連する機械等との連動の方法	4時間以上
		関係法令	法、令及び労働安全衛生規則中の関係条項	1時間以上
	実技	産業用ロボットの操作の方法	—	1時間以上
産業用ロボットの教示等の作業の方法		—	2時間以上	
場所	〒702-8022 岡山県岡山市南区福成2丁目13-12（トリツ機工本社隣り） 瀬戸内ロボットサポートセンタ TEL：086-263-3117 FAX：086-250-0205 E-mail：setouchi-robot@tori2.com ※お車でお越し頂く際は、瀬戸内ロボットサポートセンタ正面玄関前の来客用駐車場をご利用ください。			

